

兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第2375号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（企画県民部総務課）	2
○ 平成9年兵庫県告示第444号（個人情報保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部改正（文書課）	2
○ 平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正（同）	3
○ 大阪国際空港ターミナルビルディングにかかる旅館業法等に基づく事務の委託及び事務の委託に関する規約の廃止（健康福祉部総務課）	3
○ 昭和38年兵庫県告示第431号（社会福祉法人の行う事業の指定）の一部改正（福祉法人課）	3
○ 救急病院の認定（医務課）	3
○ 昭和48年兵庫県告示第1813号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	4
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	4
○ 国土調査の成果の認証（同）	5
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	5
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	6
○ 保安林の指定の解除予定（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部改正（温暖化対策課）	11
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	11
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	13
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	14
○ 車両制限令に基づく道路の指定（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	15
○ 土砂災害警戒区域の解除（同）	15
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	16
○ 豊岡都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 臨港地区の分区の指定（港湾課）	16
○ 景観形成重要建造物等の指定（都市政策課）	17
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の変更（同）	21
○ 土地区画整理事業の終了の認可（市街地整備課）	25
○ 都市公園の廃止等（公園緑地課）	25
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	25

公 告

- 第11次鳥獣保護事業計画の策定（自然環境課） 26
- 第4期シカ保護管理計画の策定（同） 26
- 第3期ツキノワグマ保護管理計画の策定（同） 27
- 第2期ニホンザル保護管理計画の策定（同） 27
- 第2期イノシン保護管理計画の策定（同） 27
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課） 28

病院局告示

- 情報公開条例に基づく法人の指定 28

教育委員会告示

- 平成9年兵庫県教育委員会告示第3号(個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定)の一部改正 28
- 平成12年兵庫県教育委員会告示第6号(情報公開条例に基づく法人の指定)の一部改正 28

教育長訓令

- 兵庫県立歴史博物館の管理に関する規程等の一部を改正する訓令 28

公安委員会規則

- 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 29
- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 30

公布された法令のあらまし

- 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）
勤務の特殊性を考慮し、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護するための一定の作業に従事した警察職員に対して特殊勤務手当を支給するため、関係規定について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）
道路交通法施行規則の一部改正により、運転経歴証明書に関する規定が整備されること、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路が道路管理者により新たに指定されること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第403号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第3条第2号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。



兵庫県告示第404号

平成9年兵庫県告示第444号(個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「財団法人ひょうご情報教育機構」及び「財団法人兵庫県園芸・公園協会」を削る。



兵庫県告示第405号

平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「財団法人ひょうご情報教育機構」を削り、「財団法人兵庫県園芸・公園協会」を「公益財団法人兵庫県園芸・公園協会」に改める。



兵庫県告示第406号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、兵庫県と大阪府との間の大阪国際空港ターミナルビルディングにかかる旅館業法等に基づく事務の委託及び事務の委託に関する規約（昭和44年兵庫県告示第22号の2）は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第407号

昭和38年兵庫県告示第431号（社会福祉法人の行う事業の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3中「母子寮、保育所、養護施設、知的障害児施設、助産施設、乳児院、虚弱児施設、重症心身障害児施設」を「母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院」に改める。



兵庫県告示第408号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 北都病院
- 所 在 地 神戸市北区山田町下谷上字門口10番地の3
- 認 定 年 月 日 平成23年11月16日
- 認定の有効期限 平成26年11月15日
- 2 名 称 松田病院
- 所 在 地 神戸市北区松が枝町3丁目1番地の74
- 認 定 年 月 日 平成23年12月13日
- 認定の有効期限 平成26年12月12日
- 3 名 称 甲北病院
- 所 在 地 神戸市北区有野中町1丁目18番36号
- 認 定 年 月 日 平成24年2月1日
- 認定の有効期限 平成27年1月31日
- 4 名 称 西原クリニック
- 所 在 地 尼崎市稲葉荘1丁目8番17号
- 認 定 年 月 日 平成24年2月1日
- 認定の有効期限 平成27年1月31日
- 5 名 称 医療法人社団天馬会 半田中央病院
- 所 在 地 相生市旭3丁目2番18号
- 認 定 年 月 日 平成24年3月10日
- 認定の有効期限 平成27年3月9日

- 6 名 称 龍野中央病院
所在地 たつの市龍野町島田667番地の1
認定年月日 平成23年10月7日
認定の有効期限 平成26年10月6日
- 7 名 称 大山病院
所在地 西脇市黒田庄町田高313番地
認定年月日 平成23年8月30日
認定の有効期限 平成26年8月29日
- 8 名 称 岡本病院
所在地 篠山市東吹1015番地1
認定年月日 平成24年2月24日
認定の有効期限 平成27年2月23日



兵庫県告示第409号

昭和48年兵庫県告示第1813号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び西播磨県民局光都農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 から9 までを次のとおり改める。

- 1 都市計画法の市街化区域の土地であって、次の図面の赤色に着色した部分に該当するものの区域
- 2 JR西日本網干電車基地の敷地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 3 林田川堤防、別図1、行政界（太子町、姫路市）を結んだ線に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 4 市街化区域界、別図2に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 5 市街化区域界、檀特山山麓界、行政界（太子町、姫路市）を結んだ線に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 6 市街化区域界、檀特山山麓界に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 7 市街化区域界、町道下出天満山線、天満山大池線、太田東幼稚園線、鼓ヶ原団地内線2号線、山陽新幹線、町道原国道取合線、国道179号線、北山公園、美原台を結んだ線に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 8 城山山麓界、太子・龍野バイパス太子東インターを結んだ線に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 9 現況山林の区域の土地であって、次の図面の黄緑色に着色した部分に該当するものの区域



兵庫県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
玉瀬土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	玉瀬地区	平成24年3月16日



兵庫県告示第411号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成21年7月から平成23年11月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字岩井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市大字岩井の一部
- (5) 認証年月日
平成24年 3月15日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
揖保郡太子町
- (2) 調査を行った期間
平成22年6月から平成23年12月まで
- (3) 成果の名称
太子町（大字沖代の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
太子町大字沖代の一部
- (5) 認証年月日
平成24年 3月15日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成21年5月から平成23年12月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町（大字諸寄の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
新温泉町大字諸寄の一部
- (5) 認証年月日
平成24年 3月15日



兵庫県告示第412号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
坊勢区域	まき網漁業	平成24年 3月 9日



兵庫県告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
宍粟市千種町下河野字下田87の7、87の8、87の10、87の13、87の19、87の22、87の23、87の39、87の44
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下田87の10・87の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
相生市相生字身投石5343（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
相生市相生字身投石5343（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町金原字舟越499、499の1、503、530から532まで、535、535の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第417号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町桑野本字カマゴ438から444まで、444の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町桑野本字ソラ山445、446、446の1、447から449まで、449の1、450、450の1、451から454まで、454の1、455、456、456の1、457、458、460
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町久斗山字ワシン谷1897の1、1897の9から1897の12まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町久斗山字イモジ1016の3（次の図に示す部分に限る。）、1016の18から1016の47まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第421号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字宮谷1227の4、1227の28から1227の96まで、1227の133から1227の136まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字大滝向1826の1、1827、1827の1、1827の2、字大滝谷1809の25から1809の57まで、1809の59、1809の60、字大滝1855、字ワシン谷1897の4から1897の8まで、1897の13から1897の19まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字宮谷1227の5
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町伊角字大宮谷1145の1から1145の4まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字宮谷1227の82、1227の95から1227の97まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第426号

平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部を次のように改正する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第2の3(2)中「目標年度については、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」（平成12年7月制定、平成18年7月改訂）の目標年度である平成22年度とする。」を「目標年度については、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第一約束期間の最終年度である平成24年度とする。」に改める。

様式第1号から様式第4号まで中「平成22年度」を「平成24年度」に改める。



兵庫県告示第427号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(有)アール&エス建築工房 代畑中 周二	神戸市北区藤原台中町2-15-13	般-22 第114751号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年12月1日
前北造園(株) 代藤田 正和	同 市同区藤原台北町7-4-1	般-19 第111714号	一般	土木工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
松建塗装店 代松本 猛	同 市長田区菅原通4高架120	般-22 第107979号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
(有)椎名工務店 代椎名 隆	同 市西区岩岡町岩岡2084	般-19 第114986号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年5月20日
グローリー建設 代富里 宏康	同 市同区学園西町7-2-1-710	般-21 第115493号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月25日
ケアール建設(株) 代小村 潤	同 市同区神出町南619	特-21 第110501号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年1月1日
(株)ヘンミ設備 代逸見 真敏	尼崎市武庫町2-15	般-23 第212222号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年11月29日
(株)ベストビルダー 代水川 渉	西宮市川西町8-6-201	般-20 第215697号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月30日
(株)古塚建設 代古塚 保二	同 市名塩東久保1-12	般-23 第201561号	一般	建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年1月16日
(株)八木建設 代八木 幸一	芦屋市浜風町3-12	般-22 第217124号	一般	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年7月1日
宗像建設(株) 代宗像 毅	伊丹市西台2-2-10	般・特-19 第202686号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年1月31日

㈱ニチコン製作所 代岡 弘道	宝塚市逆瀬川1—15—7	般-22 第209211号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年12月22日
㈱マルトミ 代丸富 淑子	同 市美座2—18—3	特-21 第302018号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月26日
㈱伊丹装備 代斉藤 清子	川西市東久代1—14—14	般-22 第213293号	一般	建築工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 1月16日
岡田工務店 代岡田 幸治	三田市布木字岩井寺206—2	般-19 第300310号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年12月31日
大西造園 代大西 利明	加古川市平荘町養老338	般-22 第400971号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 5月21日
建部工業㈱ 代建部 正人	同 市別府町新野辺新堀通1274—1	般・特-21 第400247号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年 1月30日
㈱遊友ホーム 代坂本 学	同 市平岡町新在家457—1 大貴ビル3A	般-21 第551707号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
㈱平尾工務店 代平尾 博之	加東市天神341	特-22 第350147号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 9月 4日
三鈴工業㈱ 代宮本 喜弘	姫路市広畑区小松町4—48	般-18 第450874号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月15日
㈱アステック・ランド・ソリューション 代宗野 泰明	同 市岩端町107—4	般-22 第460769号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
丸二開発 ㈱ 代出田 耕一	同 市亀山194—6	般-20 第460570号	一般	機械器具設置工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月25日
㈱関西リベラル 代古谷 俊明	同 市余部区上余部144—1	般-19 第458047号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月28日
㈱大浦組 代大谷 正人	同 市北平野5—5—7	特-21 第456489号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年 1月19日
㈱黒田商会 代黒田 幸男	同 市総社本町66	般-21 第458136号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
㈱エモーショナル総合事務所 代小栗 祥博	同 市三左衛門堀東の町93	般-22 第459333号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月24日
川建工業㈱ 代前田 恒利	豊岡市出石町鉄砲27—1	特-19 第650616号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年12月31日
㈱コーキ 代小谷 義治	篠山市東吹352—1	般-20・21 第752120号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月11日
野口技建 代野口 吉生	洲本市大野323	般-18 第801625号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 1月 6日
中野建設㈱ 代中野 佳和	南あわじ市北阿万筒井734—2	般・特-19 第800517号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業、さく井工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年12月31日
湊工務店 代松本 幹根	同 市湊里596	般-22 第801080号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 1月 5日
㈱池上建設 代池上 明憲	淡路市高山甲504	般・特-23 第801380号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 9月 1日

~~~~~

**兵庫県告示第428号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
川辺郡猪名川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 4. 291号原広根線
- 3 事業施行期間  
平成24年 3月30日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
川辺郡猪名川町上野字北山並びに若葉2丁目並びに広根字北野尻、九十九及び丸尾地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第429号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 5. 20号御影山手線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成元年 9月16日から平成24年 3月31日まで  
変更後 平成元年 9月16日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第430号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 3. 46号弓場線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成 7年 3月31日から平成24年 3月31日まで  
変更後 平成 7年 3月31日から平成29年 3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第431号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年4月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |    |                 |               |    |
|--------------|-----------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                     | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>岸田諸寄線  | 美方郡新温泉町内山字出合247番1から<br>同郡同町内山字出合222番1まで | 旧  | 5.0から<br>17.0まで | 128.0         |    |
|              |                                         | 新  | 6.0から<br>34.0まで | 123.0         |    |



**兵庫県告示第432号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名         | 区 間                                      |
|-------------|------------------------------------------|
| 県道<br>上太田鵜線 | 揖保郡太子町佐用岡字東ノ口377番1から<br>同郡同町東保字東川325番1まで |

- 2 指定する期日

平成24年4月1日



**兵庫県告示第433号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名          | 区 間                                    |
|--------------|----------------------------------------|
| 一般国道<br>372号 | 姫路市花田町上原田字裏垣内218番1から<br>同市野里字川田107番3まで |

|                 |                                            |
|-----------------|--------------------------------------------|
| 県道<br>上 太 田 鶴 線 | 揖保郡太子町佐用岡字東ノ口377番1から<br>同 郡同 町東保字東川325番1まで |
|-----------------|--------------------------------------------|

2 指定する期日

平成24年 4月 1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



兵庫県告示第434号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名  | 小 字 名      | 地 番                                                                                                  |
|-------|-------|-------|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高 中   | 養 父 市 |       | 奥 米 地 | 唐 川<br>高 中 | 411番、411番1、412番1、412番2、413番、414番、415番2、415番4、411番から415番4までに至る地先の水路敷<br>54番1から54番3までの各一部、54番3の1、54番14 |



兵庫県告示第435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域（平成22年兵庫県告示第793号）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 指定を解除する区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----|-----------|---------------------|-------------------------------|
|     |           |                     |                               |

|                        |                |         |         |
|------------------------|----------------|---------|---------|
| 劔谷(2) I<br>(107000022) | 芦屋市劔谷(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
|------------------------|----------------|---------|---------|

(別図1及び別図2は省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民局西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第436号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
伊丹市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業伊丹市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和40年 8月 6日から平成24年 3月31日まで  
変更後 昭和40年 8月 6日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第437号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
豊岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
豊岡都市計画下水道事業豊岡市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和46年11月 5日から平成27年 3月31日まで  
変更後 昭和46年11月 5日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成21年兵庫県告示第1012号、第1013号、第1014号、第1015号及び第1016号の事業地に豊岡市但東町木村字尻細及び但東町矢根字下縄手の一部地内を追加する。
  - (2) 使用の部分  
平成21年兵庫県告示第1012号、第1013号、第1014号、第1015号及び第1016号の事業地から、豊岡市桜町の一部地内を削る。



**兵庫県告示第438号**

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。  
なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び中播磨県民局姫路港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。



平成24年 3月30日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 臨港地区の名称  
中播都市計画臨港地区姫路港臨港地区
- 2 分区の区分及び土地の区域

| 分区の区分  | 土地の区域                                                |
|--------|------------------------------------------------------|
| 商港区    | 姫路市飾磨区中島、須加（地先を含む。）、細江及び今在家並びに広畑区富士町並びに大津区吉美並びに網干区浜田 |
| 漁港区    | 姫路市飾磨区須加及び網干区興浜                                      |
| マリーナ港区 | 姫路市網干区網干浜                                            |
| 修景厚生港区 | 姫路市飾磨区中島、須加（地先を含む。）及び細江並びに広畑区富士町並びに網干区新在家及び網干浜       |



**兵庫県告示第439号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物等として次のものを指定する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第7次指定

| 名称           | 所在地            |
|--------------|----------------|
| 夙川カトリック教会    | 西宮市霞町5—40      |
| 生野書院         | 朝来市生野町口銀谷356—1 |
| 進藤家住宅（佐中千年家） | 朝来市佐囊字永家1286   |
| 井澤本家         | 加古郡稲美町印南818    |



**兵庫県告示第440号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画区域区分
- (2) 都市計画を変更した土地の区域  
宝塚市切畑字長尾山
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画公園  
7.4.102号上皿池公園
- (2) 都市計画を変更した土地の区域  
三田市上内神字大藪及び字地藏田並びに下相野字大藪及び字北山

- 3 (1) 都市計画の種類及び名称  
 阪神間都市計画土地地区画整理事業  
 北摂三田第二テクノパーク土地地区画整理事業
- (2) 都市計画を変更した土地の区域  
 三田市上内神字須丸、字落合、字王子、字地藏田、字萩ノ尾、字王子谷、字北山及び字大藪並びに下相野字北山、字此手及び字大藪



**兵庫県告示第441号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
 東播都市計画道路  
 1.4.1号東播磨南北道路
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
 加古川市神野町神野字辻ノ西及び字北山



**兵庫県告示第442号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
 中播都市計画区域区分
- (2) 都市計画を変更した土地の区域  
 揖保郡太子町糸井
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
 中播都市計画臨港地区  
 姫路港臨港地区
- (2) 都市計画を変更した土地の区域  
 姫路市飾磨区中島、須加（地先を含む。）、細江及び今在家並びに広畑区富士町並びに大津区吉美並びに網干区新在家、興浜、網干浜及び浜田



**兵庫県告示第443号**

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称  | 特別指定区域                                            | 予定建築物等の用途 | 指定年月日       |
|------|---------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 河高地区 | 加東市河高字稲部の全部、字大谷口、字内田、字蛭田、字下川原田、字宮ノ本、字八寸及び字下ノ池の各一部 | 別図のとおり    | 平成24年 3月30日 |
|      |                                                   |           |             |

|       |                                |     |   |
|-------|--------------------------------|-----|---|
| 沢部地区  | 加東市沢部字大坪及び字塩カラの各一部             | 同 上 | 同 |
| 東古瀬地区 | 加東市東古瀬字七角の全部、字宿田、字西買元及び字枯木の各一部 | 同 上 | 同 |

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び加東市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第444号**

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称   | 特別指定区域                                                                 | 予定建築物等の用途 | 指定年月日       |
|-------|------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 尾長谷地区 | 赤穂郡上郡町尾長谷字星尾及び字西山の各一部                                                  | 別図のとおり    | 平成24年 3月30日 |
| 山田地区  | 赤穂郡上郡町竹万字口山田、字甲乙谷及び字ヲバガ谷の各一部                                           | 同 上       | 同           |
| 平野地区  | 赤穂郡上郡町山野里字大坪、字沖田、字平ノ口及び字平ノ奥の各一部                                        | 同 上       | 同           |
| 大酒地区  | 赤穂郡上郡町山野里字西田、字猪之鼻、字又田、字大酒、字沖田及び字サヌキ山の各一部                               | 同 上       | 同           |
| 中野地区  | 赤穂郡上郡町中野字森元、字大上、字襖田、字土居ノ後、字政所、字梨ノ木、字前田、字神子田、字高森、字松ノ元、字山田、字石田及び字高森山の各一部 | 同 上       | 同           |
| 宿地区   | 赤穂郡上郡町宿字寺前、字下宿、字森元、字田中及び字ノリサの各一部                                       | 同 上       | 同           |
| 休治地区  | 赤穂郡上郡町休治字牟礼坂ノ西、字牟礼坂ノ東、字土井ノ内、字上岩ノ元、字下岩ノ元、字滝ノ内、字南、字上酒屋垣内及び字平尾の各一部        | 同 上       | 同           |
| 佐用谷地区 | 赤穂郡上郡町佐用谷字上ノ山、字池ノ下及び字前田の各一部                                            | 同 上       | 同           |
| 小野豆地区 | 赤穂郡上郡町小野豆字前田、字西畑、字東畑、字東前田及び字東岡の各一部                                     | 同 上       | 同           |
| 奥地区   | 赤穂郡上郡町奥甲字岡筋、字杓谷、字稗田、字高見及び字右近谷の各一部                                      | 同 上       | 同           |
| 宇治山地区 | 赤穂郡上郡町宇治山字早稲田、字長通り、字井マンド及び字三太山の各一部並びに神明寺字長休及び字山田の各一部                   | 同 上       | 同           |
|       |                                                                        |           |             |

|           |                                                                                                   |     |   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|
| 神明時地区     | 赤穂郡上郡町神明寺字正水、字西上垣内、字木戸、字前田、字中ノ手、字才ノ田、字山本及び字山田の各一部                                                 | 同 上 | 同 |
| 與井地区      | 赤穂郡上郡町與井字中垣内、字寺前、字石町、字大倉、字大西、字谷及び字西山の各一部                                                          | 同 上 | 同 |
| 西野山地区     | 赤穂郡上郡町西野山字中山、字浪屋及び字中山前の各一部                                                                        | 同 上 | 同 |
| 釜島地区      | 赤穂郡上郡町釜島字谷田及び字南の各一部                                                                               | 同 上 | 同 |
| 正福寺地区     | 赤穂郡上郡町正福寺字北谷田及び字南山田の各一部                                                                           | 同 上 | 同 |
| 土井・土井の内地区 | 赤穂郡上郡町尾長谷字小丸、字湯田、字狐垣及び字御門の各一部                                                                     | 同 上 | 同 |
| 小山地区      | 赤穂郡上郡町尾長谷字岡坂、字尾前及び字小丸の各一部                                                                         | 同 上 | 同 |
| 大枝地区      | 赤穂郡上郡町大枝字片山、字中垣内及び字井垣谷の各一部                                                                        | 同 上 | 同 |
| 上栗原地区     | 赤穂郡上郡町栗原字宮谷、字大道ノ上、字上岩ヶ鼻及び字木戸口の各一部                                                                 | 同 上 | 同 |
| 下栗原地区     | 赤穂郡上郡町栗原字北山、字チコベ、字前田、字宮ノ下、字久保筋、字丑谷口及び字六反田の各一部                                                     | 同 上 | 同 |
| 別名地区      | 赤穂郡上郡町別名字北條、字宮ノ前、字中ノ田、字井ノ口、字湯田及び字社ノ元の各一部                                                          | 同 上 | 同 |
| 岡地区       | 赤穂郡上郡町八保乙字西岡、字池之下タ、字宮ノ東、字東岡、字東岡前及び字東岡上の各一部                                                        | 同 上 | 同 |
| 金内地区      | 赤穂郡上郡町八保乙字上所、字中所、字下モ所、字葦畑、字土井ノ内、字セト筋及び字西所の各一部                                                     | 同 上 | 同 |
| 名村地区      | 赤穂郡上郡町八保甲字新垣内、字オヶ鼻、字横山、字釜谷、字前田及び字南前田の各一部                                                          | 同 上 | 同 |
| 船坂1・2・3地区 | 赤穂郡上郡町船坂字津原、字津原後、字森ノ木、字コハカ免、字麦尻、字麦尻ノ下タ、字麦尻前、字番上免、字井谷、字井谷下タ、字井谷ノ上、字釜ヶ谷、字釜ヶ谷下モ、字湯之脇、字入角及び字湯ノ脇ノ上の各一部 | 同 上 | 同 |
| 梨ヶ原地区     | 赤穂郡上郡町梨ヶ原字米山、字広畑ヶ、字左古田、字渡瀬、字山ノ花、字上宮、字王神前、字家垣内、字背戸山、字荒戸川、字中宿、字駒場、字中溝筋、字八重垣、字コフゲノ田及び字尾ノ鼻の各一部        | 同 上 | 同 |

|      |                                                        |     |   |
|------|--------------------------------------------------------|-----|---|
| 落地地区 | 赤穂郡上郡町落地字垣内、字中垣内、字久保、字堂面、字飯坂、字山本、字下林、字東宝池、字西後及び字丸池の各一部 | 同 上 | 同 |
|------|--------------------------------------------------------|-----|---|

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び赤穂郡上郡町建設課に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第445号**

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定において準用する条例第5条第9項に規定する特別指定区域の指定の変更について、次のとおり変更したので、告示する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称  | 変更後の区域                                                                                                                 | 予定建築物等の用途 | 指定変更年月日     |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 山国地区 | 加東市山国字前ヶ谷、字東原、字南中谷、字小山、字ヲタンバ、字本手塚、字東野、字ババ、字ハコキ及び字ノ田の各一部                                                                | 別図のとおり    | 平成24年 3月30日 |
| 松尾地区 | 加東市松尾字土井ノ下、字野カヤ、字山ノ内、字山西、字下土井ノ下、字井ノ谷ノ内、字長燈籠、字丁田、字平塚、字清水、字北角及び字南土井の各一部                                                  | 同 上       | 同           |
| 出水地区 | 加東市出水字神田、字芦原、字前田、字前ノカチ、字井ノ尻、字竹ノ下、字南古河、字北西ノカチ、字南西ノカチ、字岸ノ下、字神水及び字久語ノ下の各一部                                                | 同 上       | 同           |
| 田中地区 | 加東市田中字中才、字竹ノ下、字杉ノ本、字起田、字狐田、字蓼原、字清水ノ本、字中之坪、字北中才、字上松、字六貫田、字堀ノ本、字堂開地、字瀬イ根及び字梨子ノ本の各一部                                      | 同 上       | 同           |
| 鳥居地区 | 加東市鳥居字松ヶ鼻、字前之笠、字三明、字清水、字狭子及び字操嶋の各一部                                                                                    | 同 上       | 同           |
| 貝原地区 | 加東市貝原字苗代、字南垣内、字居垣内、字溝向へ及び字中垣内の各一部                                                                                      | 同 上       | 同           |
| 野村地区 | 加東市野村字鎌田カチ、字藪下、字屋敷、字権宮、字末道、字前、字大歳前、字與門場、字出口、字釜土、字フロ、字内町、字北條、字神子ノ芝、字柿ノ木、字船戸カチ、字川ノ上、字若宮、字溝コ、字久語、字ヌクイ、字古手多、字七反畑及び字大將軍の各一部 | 同 上       | 同           |

|       |                                                                                                                             |     |   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|
| 西垂水地区 | 加東市西垂水字観音寺、字津久田、字北安、字村相、字屋加之上及び字番茶の各一部                                                                                      | 同 上 | 同 |
| 窪田地区  | 加東市窪田字家長、字上ノ池、字前田、字池町及び字ヤカノ上の各一部                                                                                            | 同 上 | 同 |
| 家原地区  | 加東市家原字内カイチ、字池ノ内、字中ノ堂、字大將軍、字大坪、字庄幸、字堂ノ東、字堂ノ本、字南田、字落雲、字岸ノ上、字下河原、字八幡、字永良池及び字ハサコの各一部                                            | 同 上 | 同 |
| 梶原地区  | 加東市梶原字前垣、字大道、字裏垣、字御墓、字前藪及び字辻の各一部                                                                                            | 同 上 | 同 |
| 沢部地区  | 加東市沢部字尼ケ池下、字北山、字ハザコ、字北大才、字片山、字南開地、字弥谷尻、字塩カラ、字依国谷、字下芝開地、字橋詰、字北開地、字西開地、字置土井、字大坪、字垣塚、字村前、字前出口及び字戸井ノ内の各一部                       | 同 上 | 同 |
| 福吉地区  | 加東市福吉字東幸田、字西幸田、字東村間、字村前、字西村間、字下三代坊及び字中田の各一部                                                                                 | 同 上 | 同 |
| 上田地区  | 加東市上田字鳥木、字東カジロ、字梶ノ本、字上石、字中才、字八幡ノ本、字坪井、字手柄、字座當、字東ゴ、字馬渡り、字カジロ、字高町、字稲次、字行長、字田井中、字ミソコ、字八王寺、字中條、字馬場、字宮ノ下、字城ノ本、字大西及び字五本松の各一部      | 同 上 | 同 |
| 大門地区  | 加東市大門字平松、字中ノ垣内、字川ノ上、字中野、字堂ノ垣内、字三草田、字松ケ本、字大塚、字北池ノ尻、字ハタホコ、字大芝、字久ドノ木、字中田、字北畑ケ、字西浦、字居垣内及び字藪ケ下の各一部                               | 同 上 | 同 |
| 西古瀬地区 | 加東市西古瀬字大年の西、字大年の前、字中曾根、字辻ノ東、字辻ノカチ、字辻ノ南、字フジ坂、字イノ坂上、字竹ノ前、字堂ノ前、字末広、字東門、字イノ坂下、字松ケ崎、字南ノ上、字畑ケ田、字道バタ、字郷之端、字橋之本、字郷ノ元、字梁ノ上及び字石ノ戸の各一部 | 同 上 | 同 |
| 中古瀬地区 | 加東市中古瀬字居ガイチ、字谷田、字堂ノ後、字北門、字村西、字岡ノ花、字林崎、字小池、字袖ノ木、字荒内及び字タナシの各一部                                                                | 同 上 | 同 |
| 東古瀬地区 | 加東市東古瀬字中入、字ハダコ、字東畑、字長箆、字松ノ谷、字石橋、字江戸、字正前、字宿田、字太中、                                                                            | 同 上 | 同 |

|       |                                                                                                             |     |   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|
|       | 字鴨原、字竹ノ下、字東買元、字埜添、字宝田、字蔵ノ坪、字中ノ坪、字坊ノ上及び字中カチの各一部                                                              |     |   |
| 屋度地区  | 加東市屋度字ネギ、字家ノ西、字無セノ本、字内田、字大年ノ東、字東カイ本、字大縄場、字小芝、字姥ケ上、字家ノ下、字田中谷、字西垣内、字ヒョウ及び字高町の各一部                              | 同 上 | 同 |
| 東実地区  | 加東市東実字中ノ東、字内山、字北山、字宮ノ西、字前カチ、字北カチ、字池ノ内、字大辻、字西ノ前、字五良塚、字備中坂ノ北、字新田、字松本、字西山及び字大カチの各一部                            | 同 上 | 同 |
| 上久米地区 | 加東市上久米字大年ノ下、字佃田、字寺ノ下、字ヨキ峠、字中所、字岩ケ下、字池ノ尻、字シブレ、字北小谷、字木谷、字横田、字谷田、字中畑、字少分谷及び字北山の各一部                             | 同 上 | 同 |
| 下久米地区 | 加東市下久米字鹿野、字田中、字下川原、字下田、字キシ本、字中曾根、字谷、字大谷、字山崎、字ヒノ口、字宮ノ下、字オノ田、字菅谷及び字片山の各一部                                     | 同 上 | 同 |
| 久米地区  | 加東市久米字講田、字前谷、字清水、字腰前、字鐘搗、字友草、字砂田、字高井、字大垣内、字並田及び字中山の各一部                                                      | 同 上 | 同 |
| 上三草地区 | 加東市上三草字陣屋外、字川ハタ、字鳥居の本、字寺ノ垣内、字松村、字木戸、字権田、字梶谷、字善尾寺、字神町、字城根垣内、字歳ノ神、字米山口、字池ノ尻、字大年ノ下、字宮ノ下、字深田、字一の瀬、字岩戸及び字陣屋裏の各一部 | 同 上 | 同 |
| 下三草地区 | 加東市下三草字茶屋ノ前、字七尺田、字門ノ坪、字堂ノ前、字川ノ上、字北カチ、字三ノ尾、字諏訪ノ下及び字三草野の各一部                                                   | 同 上 | 同 |
| 木梨地区  | 加東市木梨字向井田、字馬渡り、字西原、字南原、字中原、字大井恋口、字川ノ下、字中筋、字土井ノ内及び字和田の各一部                                                    | 同 上 | 同 |
| 藤田地区  | 加東市藤田字下カイチ、字藪下、字カイチ、字出口及び字宮ノ下の各一部                                                                           | 同 上 | 同 |
| 牧野地区  | 加東市牧野字前カチ、字赤田、字中ノカチ、字ホソド、字中ソネ、字沢及び字奥ノカチの各一部                                                                 | 同 上 | 同 |
|       |                                                                                                             |     |   |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|
| 吉馬地区  | 加東市吉馬字ココキノ上、字行人塚、字尾通り、字中島、字池下、字村西、字居カチ、字宮ノ下及び字小丸山の各一部                                                                                                                                                                                                                         | 同 上 | 同 |
| 光明寺地区 | 加東市光明寺字カヤジリ、字東明谷、字西明谷及び字中田の各一部                                                                                                                                                                                                                                                | 同 上 | 同 |
| 上滝野地区 | 加東市上滝野字宮ノ前、字西野、字宮ノ上及び字小滝の各一部                                                                                                                                                                                                                                                  | 同 上 | 同 |
| 河高地区  | 加東市河高字浦山、字山中、字中条、字前田、字溝ノ上、字片山、字西ノ前、字横大道、字千原、字横山、字小宮、字堂ノ前、字中村、字蔵ノ前、字小嶋、字小入、字八寸、字宮ノ本、字下川原田、字蛭田、字堂ノ元、字宮ノ下、字長尾、字溝越、字昆布方、字尾ノ上、字下平木、字オケ谷、字安取道北、字安取道南、字梅ヶ坪、字大谷及び字トイツメの各一部                                                                                                            | 同 上 | 同 |
| 高岡地区  | 加東市高岡字坂ノ上、字順礼道一法、字南青ノ山、字青ノ山、字庚申前、字道池北、字庚申裏、字別府道北ノ東、字北条道南谷、字市坂、字富家道南天神池下、字山裏道北、字大谷東、字両平池之南、字弁才天、字赤山、字北中山、字中山、字順礼道北宮東、字順礼道北宮ノ裏、字順礼道八坂、字順礼道南新池ノ上、字順礼道南宮ノ前、字別府道北ノ西、字北条道南西端、字北条道南鶴ハミ、字北条道北西、字北条道南中嶋西、字北条道北吸田谷、字北条道南中島、字北条道北大谷西、字北条道北大谷中、字北条道南黒岡、字北条道南天船、字富家道北東、字富家道南東及び字富家道北黒石の各一部 | 同 上 | 同 |
| 穂積地区  | 加東市穂積字松ノ上、字内町、字堀池、字下屋敷、字山際、字高町、字岩見方及び字甘ヶ坪の各一部                                                                                                                                                                                                                                 | 同 上 | 同 |
| 稲尾地区  | 加東市稲尾字天満尾、字中嶋、字赤ハゲ、字東尾崎、字中山及び字中須の各一部                                                                                                                                                                                                                                          | 同 上 | 同 |
| 曾我地区  | 加東市曾我字六蔵、字辻ノ内、字池田、字出口、字蒲田、字山ノ下、字四ツ石、字北四ツ石、字上ノ垣及び字前田の各一部                                                                                                                                                                                                                       | 同 上 | 同 |
| 多井田地区 | 加東市多井田字キタン田、字畑ヶ田、字滝ノ上、字東沢、字向山、字上ノカチ、字鯛ノ山及び字中芝の各一部                                                                                                                                                                                                                             | 同 上 | 同 |

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び加東市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。)





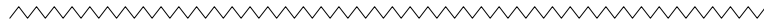
**兵庫県告示第446号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、稲美町菊徳第一農住土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
稲美町菊徳第一農住組合
- 2 事業施行期間  
平成21年10月30日から平成24年 3月31日まで
- 3 施行地区  
加古郡稲美町中村字八反坪及び字徳の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
稲美町菊徳第一農住土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日  
平成21年10月19日
- 6 終了認可の年月日  
平成24年 3月16日



**兵庫県告示第447号**

兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第2条の規定により、次のとおり都市公園を、平成24年 3月31日限り、廃止する。

なお、昭和54年兵庫県告示第2544号（都市公園の設置）、昭和62年兵庫県告示第888号（都市公園の設置）、平成2年兵庫県告示第1156号（都市公園の区域変更）、平成3年兵庫県告示第734号（都市公園の区域変更）、平成5年兵庫県告示第1064号（都市公園の区域変更）、平成5年兵庫県告示第1198号（都市公園の区域変更）、平成7年兵庫県告示第951号（都市公園の設置）及び平成14年兵庫県告示第816号（都市公園の区域変更）は、平成24年 3月31日限り、廃止し、昭和39年兵庫県告示第332号の18の4（兵庫県立都市公園の設置）から兵庫県立西武庫公園に係る部分3を削る。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 名 称 兵庫県立神陵台緑地  
(2) 所在地 神戸市垂水区神陵台5丁目
- 2 (1) 名 称 兵庫県立西武庫公園  
(2) 所在地 尼崎市武庫元町3丁目
- 3 (1) 名 称 兵庫県立明石西公園  
(2) 所在地 明石市北王子町
- 4 (1) 名 称 兵庫県立北播磨余暇村公園  
(2) 所在地 多可郡多可町中区牧野



**兵庫県告示第448号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、平成24年 4月1日から適用する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表中

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 住友信託銀行株式会社    | 兵庫県内、大阪府内及び東京都内に所在する営業所 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 同 上                     |
| みずほ信託銀行株式会社   | 同 上                     |
| 中央三井信託銀行株式会社  | 同 上                     |

」

を  
「

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 三井住友信託銀行株式会社  | 兵庫県内、大阪府内及び東京都内に所在する営業所 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 同                       |
| みずほ信託銀行株式会社   | 同                       |

上  
上

に改める。

公 告

**第11次鳥獣保護事業計画の策定**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、次のとおり第11次鳥獣保護事業計画を策定した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称

第11次鳥獣保護事業計画

2 計画の内容

- (1) 計画の期間
- (2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- (3) 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
- (4) 鳥獣の飼養・販売等の規制
- (5) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
- (6) 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項
- (7) 兵庫県森林動物研究センターに関する事項
- (8) 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- (9) 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
- (10) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- (11) その他



**第4期シカ保護管理計画の策定**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、次のとおり第4期シカ保護管理計画を策定した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称

第4期シカ保護管理計画

2 計画の内容

- (1) 保護管理すべき鳥獣の種類
- (2) 計画の期間
- (3) 計画の対象区域
- (4) 計画策定の目的
- (5) これまでの経過と現状
- (6) 保護管理の基本的な考え方
- (7) 保護管理の目標
- (8) 目標達成のための方策
- (9) モニタリング等調査研究



**第3期ツキノワグマ保護管理計画の策定**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、次のとおり第3期ツキノワグマ保護管理計画を策定した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称  
第3期ツキノワグマ保護管理計画

- 2 計画の内容
  - (1) 保護管理すべき鳥獣の種類
  - (2) 計画の期間
  - (3) 計画の対象区域
  - (4) 計画策定の目的
  - (5) これまでの経過と現状
  - (6) 保護管理の基本的な考え方
  - (7) 保護管理の目標
  - (8) 目標達成のための方策
  - (9) モニタリング等調査研究



**第2期ニホンザル保護管理計画の策定**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、次のとおり第2期ニホンザル保護管理計画を策定した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称  
第2期ニホンザル保護管理計画

- 2 計画の内容
  - (1) 保護管理すべき鳥獣の種類
  - (2) 計画の期間
  - (3) 計画の対象区域
  - (4) 計画策定の目的
  - (5) これまでの経過と現状
  - (6) 保護管理の基本的な考え方
  - (7) 保護管理の目標
  - (8) 目標達成のための方策
  - (9) モニタリング等調査研究



**第2期イノシシ保護管理計画の策定**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、次のとおり第2期イノシシ保護管理計画を策定した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称  
第2期イノシシ保護管理計画

- 2 計画の内容
  - (1) 保護管理すべき鳥獣の種類
  - (2) 計画の期間
  - (3) 計画の対象区域
  - (4) 計画策定の目的
  - (5) これまでの経過と現状
  - (6) 保護管理の基本的な考え方

- (7) 保護管理の目標
- (8) 目標達成のための方策
- (9) モニタリング等調査研究



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市山芦屋町23番、23番2から23番25まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
旭化成不動産レジデンス株式会社 代表取締役 渡 邊 衛 男
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年 2月29日  
兵庫県指令神南（西土）（建）第1－4－4号（20芦屋）

**病 院 局 告 示**

**兵庫県病院局告示第2号**

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第31条第1項の規定により、次のとおり法人を定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月30日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

株式会社ひょうご粒子線メディカルサポート

**教 育 委 員 会 告 示**

**兵庫県教育委員会告示第5号**

平成9年兵庫県教育委員会告示第3号（個人情報保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月30日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

告示文中「財団法人兵庫県体育協会」を「公益財団法人兵庫県体育協会」に改める。



**兵庫県教育委員会告示第6号**

平成12年兵庫県教育委員会告示第6号（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月30日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

告示文中「財団法人兵庫県体育協会」を「公益財団法人兵庫県体育協会」に改める。

**教 育 長 訓 令**

**兵庫県教育長訓令第2号**

本 庁  
歴 史 博 物 館

人と自然の博物館  
考 古 博 物 館

兵庫県立歴史博物館の管理に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

兵庫県教育長 大 西 孝

**兵庫県立歴史博物館の管理に関する規程等の一部を改正する訓令**

(兵庫県立歴史博物館の管理に関する規程の一部改正)

第1条 兵庫県立歴史博物館の管理に関する規程（昭和57年兵庫県教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第15条」に改める。

第2条中「第13条第1項」を「第14条第1項」に、「第10条第2号」を「第11条第2号」に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館の管理に関する規程の一部改正)

第2条 兵庫県立人と自然の博物館の管理に関する規程（平成4年兵庫県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第2条中「第14条第1項」を「第15条第1項」に、「第11条第2号」を「第12条第2号」に改める。

(兵庫県立考古博物館の管理に関する規程の一部改正)

第3条 兵庫県立考古博物館の管理に関する規程（平成19年兵庫県教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第15条」に改める。

第2条中「第13条第1項」を「第14条第1項」に、「第10条第2号」を「第11条第2号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**公 安 委 員 会 規 則**

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

**兵庫県公安委員会規則第3号**

**警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

|                                                    |          |
|----------------------------------------------------|----------|
| 銃砲等が使用された暴力団抗争事件<br>において固定配置により犯罪の予防<br>の作業に従事する職員 | 日額 820 円 |
|----------------------------------------------------|----------|

」

を

「

|                                                    |          |
|----------------------------------------------------|----------|
| 銃砲等が使用された暴力団抗争事件<br>において固定配置により犯罪の予防<br>の作業に従事する職員 | 日額 820 円 |
| 暴力団等から危害を受けるおそれの<br>ある者として本部長等が指定したも               |          |

|                                                        |          |
|--------------------------------------------------------|----------|
| のの保護のため、その直近若しくは<br>周辺において又は固定配置により犯<br>罪の予防の作業に従事する職員 | 日額 820 円 |
|--------------------------------------------------------|----------|

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。



兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

兵庫県公安委員会規則第 4 号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項中「及び申請」を「、申請及び返納」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (13) 規則第30条の12（運転経歴証明書の記載事項の変更）の届出
- (14) 規則第30条の13（運転経歴証明書の再交付）の申請
- (15) 規則第30条の14（運転経歴証明書）の返納

第17条の 2（見出しを含む。）中「免許用写真」を「申請用写真」に、同条第 2 号中「免許課長」を「別表第 4 に掲げる者」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 別表第 4 に掲げる者を經由して行う法第104条の 4 第 5 項に規定する運転経歴証明書の交付の申請
- 第18条の 2 を次のように改める。

（運転経歴証明書の交付申請等）

第18条の 2 法第104条の 4 第 5 項に規定する運転経歴証明書の交付の申請、規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出及び規則第30条の13に規定する運転経歴証明書の再交付の申請は、運転経歴

交 付  
証 明 書 再 交 付 申 請（届出）書（様式第41号の 3）により行うものとする。

記載事項変更

第25条見出し中「免許証」を「免許証等」に、同条中「及び第107条第 1 項の規定により、免許証」を「、第 107条第 1 項及び第107条の10第 1 項の規定により免許証」に、「、当該免許証に運転免許証返納書」を「当該免許証に、規則第30条の14の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は当該運転経歴証明書に運転免許証等返納書」に改める。

別表第 3 の 2 一般国道の部372号の項中

「

|                                       |
|---------------------------------------|
| 加西市東笠原町字上沢332番 1 から同市三口町字市場1166番 1 まで |
|---------------------------------------|

」

を

「

|                                        |
|----------------------------------------|
| 加西市東笠原町字上沢332番 1 から同市三口町字市場1166番 1 まで  |
| 姫路市花田町上原田字裏垣内218番 1 から同市野里字川田107番 3 まで |

」

に改め、同表県道の部神戸明石線の項の次に次のように加える。

「

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 神戸三木線 | 神戸市西区押部谷町木見874番16から同区押部谷町木見832番11まで |
|-------|-------------------------------------|

」

別表第3の2 県道の部神戸加古川姫路線の項中

「

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 神戸市須磨区弥栄台2丁目2番1から同市西区伊川谷町布施畑字上ノ山391番1まで |
|-----------------------------------------|

」

を

「

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 神戸市須磨区弥栄台2丁目2番1から同市西区伊川谷町布施畑字上ノ山391番1まで |
|-----------------------------------------|

|                                   |
|-----------------------------------|
| 神戸市西区伊川谷町前開字矢谷742番1から同区室谷1丁目6番6まで |
|-----------------------------------|

」

に改め、同部広畑青山線の項の次に次のように加える。

「

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 上太田鶴線 | 揖保郡太子町佐用岡字東ノ口377番1から同町東保字東川325番1まで |
|-------|------------------------------------|

」

別表第3の2 市道（神戸市）の部北神中央線の項の次に次のように加える。

「

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 室谷2号線 | 神戸市西区室谷1丁目6番1から同区室谷1丁目5番3まで |
|-------|-----------------------------|

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 室谷7号線 | 神戸市西区室谷1丁目6番1から同区室谷1丁目3番6まで |
|-------|-----------------------------|

」

別表第3の2 市道（姫路市）の部別所86号線の次に次のように加える。

「

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 花田76号線 | 姫路市花田町一本松118番1から同町上原田14番1まで |
|--------|-----------------------------|

」

別表第3の2 市道（伊丹市）の部北伊丹東有岡線の項の次に次のように加える。

「

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 東久代北伊丹7001号線 | 川西市東久代1丁目407番1から伊丹市北伊丹9丁目82番2まで |
|--------------|---------------------------------|

」

別表第3の2 町道（福崎町）の部の次に次のように加える。

「

|         |     |                                    |
|---------|-----|------------------------------------|
| 町道（太子町） | 丸山線 | 揖保郡太子町松尾字秋定366番1から同町佐用岡字東ノ口377番1まで |
|---------|-----|------------------------------------|

」

様式第41号の3を削る。

様式第41号の4を次のように改め、同様式を様式第41号の3とする。

様式第41号の3 (第18条の2関係)

|    |       |        |      |        |  |
|----|-------|--------|------|--------|--|
| 資料 | 21    | 36     | 50   | 51     |  |
| 区分 | 無条件登録 | 交付・再交付 | 修正登録 | 記載事項変更 |  |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 受 理<br>警察署 | 警 察 署<br>警視(部)派出所 |
|------------|-------------------|

|                   |  |
|-------------------|--|
| 確認方法              |  |
| 住民票<br>の写し        |  |
| 外国人<br>登録証<br>明書等 |  |
| その他               |  |

|                                        |             |        |        |         |             |             |             |        |   |        |        |        |             |        |
|----------------------------------------|-------------|--------|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------|--------|--------|-------------|--------|
| 交 付<br>運転経歴証明書再 交 付申請 (届出) 書<br>記載事項変更 |             |        |        |         |             |             |             |        |   |        |        |        |             |        |
| 年 月 日                                  |             |        |        |         |             |             |             |        |   |        |        |        |             |        |
| 兵庫県公安委員会 様                             |             |        |        |         |             |             |             |        |   |        |        |        |             |        |
| 区 分                                    | 1 交付申請      |        |        | 2 再交付申請 |             |             | 3 記載事項変更届   |        |   |        |        |        |             |        |
| 申請<br>(届出)<br>者                        | フリガナ<br>氏 名 |        |        |         |             |             | 年 月 日生 ( 歳) |        |   |        |        |        |             |        |
|                                        | 住 所         |        |        |         |             |             | 電話 ( ) -    |        |   |        |        |        |             |        |
| 変<br>更<br>前                            | 旧住所         |        |        |         |             |             |             |        |   |        |        |        |             |        |
|                                        | 旧氏名         |        |        |         |             |             |             |        |   |        |        |        |             |        |
| 取消申請日                                  | 年 月 日       |        |        | 取消申請場所  |             |             | 運転免許課・      |        |   | 警察署    |        |        |             |        |
| 申請により<br>全部取消を<br>受けた免許                | 大<br>型      | 中<br>型 | 普<br>通 | 大<br>特  | 大<br>自<br>二 | 普<br>自<br>二 | 小<br>特      | 原<br>付 | 引 | 大<br>二 | 中<br>二 | 普<br>二 | 大<br>特<br>二 | 引<br>二 |

注 申請 (届出) 者は太枠線内を記載してください。

|           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 証 明 書 番 号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

|       |       |
|-------|-------|
| 交付予定日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

|          |     |
|----------|-----|
| 旧経歴証明書交付 | 有 無 |
|----------|-----|

|       |  |
|-------|--|
| 取 扱 者 |  |
|-------|--|

- 注 1 運転経歴証明書の交付申請の手続は、申請による取消しにより全部の免許を取り消された方が、取消しを申請された日から5年以内に行うことができます。
- 2 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 3 運転経歴証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 4 交付後に住所等記載事項に変更が生じた場合は、速やかに記載事項の変更の届出をしてください (記載事項の変更については、手数料は不要です。)

|                  |
|------------------|
| 手数料 (1,000円)     |
| 証 紙 貼 付 け<br>箇 所 |

|       |
|-------|
| 受 付 印 |
|-------|



様式第43号中「33,800円」を「31,850円」に、

「

証紙はり付け  
箇 所

」

を

「

証紙貼付け  
箇 所

」

に改める。

様式第43号の2中「12,600円」を「12,450円」に、「12,300円」を「12,150円」に、「4,050円」を「4,200円」に、「3,600円」を「3,750円」に、「7,200円」を「7,500円」に、

「

証紙はり付け  
箇 所

」

を

「

証 紙 貼 付 け  
箇 所

」

に改める。

様式第44号中「6,750円」を「5,850円」に、「7,500円」を「6,500円」に、「4,500円」を「3,900円」に、

「

証 紙 は り 付 け  
箇 所

」

を

「

証 紙 貼 付 け  
箇 所

」

に改める。

様式第45号中「15,050円」を「14,700円」に、「19,600円」を「19,250円」に、「18,900円」を「18,200円」に、「10,200円」を「9,800円」に改める。

様式第46号の2中「700円」を「600円」に、「1,050円」を「950円」に、「1,700円」を「1,500円」に、

「

証紙はり付け  
箇 所

」

を

「

|              |
|--------------|
| 証紙貼付け<br>箇 所 |
|--------------|

」

に改める。

様式第48号中「9,400円」を「9,200円」に、「13,400円」を「13,350円」に、

「

|               |
|---------------|
| 証紙はり付け<br>箇 所 |
|---------------|

」

を

「

|              |
|--------------|
| 証紙貼付け<br>箇 所 |
|--------------|

」

に改める。

様式第63号中「運転免許証返納書」を「運転免許証等返納書」に、「次の運転免許証」を「次の運転免許証等」

に、

「

|       |
|-------|
| 免許証番号 |
|-------|

」

を  
「

|       |
|-------|
| 免許証番号 |
| 証明書番号 |

」

に、  
「

|  |                     |
|--|---------------------|
|  | 3 国外免許証             |
|  | (1) 有効期間満了          |
|  | (2) 失効（本免許証の有効期限切れ） |

」

を  
「

|  |                     |
|--|---------------------|
|  | 3 国外免許証             |
|  | (1) 有効期間満了          |
|  | (2) 失効（本免許証の有効期限切れ） |
|  | 4 運転経歴証明書           |
|  | (1) 免許の取得           |
|  | (2) 再交付後の発見等        |

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。